

県土整備部発注工事における発注者指定型ICT活用モデル工事(土工)積算要領

1. 積算

積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・掘削（ICT）（河床等掘削を除く）
- ・路体（築堤）盛土（ICT）
- ・路床盛土（ICT）
- ・法面整形（ICT）

なお、現場条件によって「ICT活用工事積算要領（青森県県土整備部）第1編土工」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積を活用し積算することとする。

2. 機械経費

機械経費等については、「ICT活用工事積算要領（青森県県土整備部）第1編土工」により計上する。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成費用については、「ICT活用工事積算要領（青森県県土整備部）第1編土工」により計上する。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元出来形管理及び3次元データ納品の費用、外注費等の費用については、「ICT活用工事積算要領（青森県県土整備部）第1編土工」により、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて計上する。

当初発注時より計上することとし、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行わない等があれば変更契約時に補正係数を除する。

5. 当初積算方法及び変更積算方法

掘削（ICT）の当初積算は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

5-1 当初積算

① 計上割合の設定

掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]の割合を全体施工数量の25%として計上する。

例) 10,000m³の場合2,500m³を掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]として計上

5-2 変更積算

変更積算については、「ICT活用工事積算要領（青森県県土整備部）第1編土工 5. 5-1 変更積算」により積算するものとする。